



福島医発第2425号（地）

平成26年12月 1日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

（公 印 省 略）

野鳥の糞便における鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）
の検出について

標記の件につきましては、平成26年11月27日付け福島医発第2370号（地）にて、島根県にて実施された野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査において、野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出された旨、情報提供いたしました。

今般、千葉県において実施された本調査で、同様に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出された旨、別添のとおり厚生労働省健康局結核感染症課より福岡県健医療介護部を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

26保衛第2543号

平成26年11月25日

公益社団法人 福岡県医師会長
公益社団法人 福岡県病院協会
一般社団法人 福岡県私設病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人 福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

野鳥の糞便における鳥インフルエンザウイルス (H5N8 亜型) の
検出について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添(写)のとおりに情報提供がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知をお願いします。

(担当)

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 諸藤

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3282



事 務 連 絡

平成 26 年 11 月 20 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥の糞便における鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）
の検出について（情報提供）

今般、千葉県において実施された調査で、野鳥の糞便から、鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出されましたので、お知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥類やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）等に基づき、野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等必要な対応について遺漏なきようよろしくお願いします。

別添 1：環境省による公表資料

別添 2：農林水産省による公表資料

千葉県同時発表

報道各社御中 ← 環境省広報室

千葉県で採取された渡り鳥糞便における鳥インフルエンザ検査状況等について
(H26.11.20)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	島根県	安来市	渡り鳥糞便	11/3 採取			11/13 高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N8亜型) と判明	11/13指定
2	東京都	江東区	ホシハジロ	11/13 回収	陰性	陽性	確定検査機関に送付	11/17指定
3	宮城県	栗原市	オオハクチョウ	11/19回収	陽性		確定検査機関に送付	11/19指定
4	千葉県	長生郡長柄町	カモ類糞便	11/18 回収	陽性	陽性 ※参照	確定検査機関に送付 ※参照	11/20指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

※現時点では遺伝子検査により鳥インフルエンザウイルス (H5N8 亜型) 遺伝子が確認されたもので、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。

※確定検査の結果、低病原性となることもあります。

【今回の案件 (No.4) について】

1 主な経緯等

(1) 渡り鳥糞便の採取地点

千葉県長生郡長柄 (ながら) 町

(2) 経緯

- ・ 11月20日、千葉県より、千葉県が独自に行っている渡り鳥糞便調査 (11月18日に採取) の遺伝子検査により、カモ類の糞便2検体から、鳥インフルエンザウイルス (H5N8 亜型) 遺伝子が検出された旨報告があった。
- ・ 同日、糞便採取地点の周辺10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。
- (2) 千葉県が、動物衛生研究所 (確定検査機関) に依頼して高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施。検査結果判明まで数日から1週間程度かかる見込み。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確定した場合には、野鳥緊急調査チームを派遣。



- (4) 全国での対応レベルは、すでに対応レベル2として監視を強化しており、引き続き監視を強化。
- (5) 仮に高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に基づき適切に対応。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、死亡野鳥に素手で触らない他、野鳥のいる公園等に行った際は、靴で糞を踏まないよう十分注意するなど、「野鳥との接し方について」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf) に十分留意されるようお願いします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成26年11月20日(木)
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
直 通：03-5521-8285
代 表：03-3581-3351
企 画 官：堀内 洋 (内線6470)
鳥獣専門官：根上 泰子 (内線6676)

写

26 消 安 第 4185 号
平成26年11月20日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

千葉県における野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザが強く疑われるウイルスが分離された事例に伴う防疫対策の再徹底について

本日、千葉県が実施した野鳥糞便検査において、千葉県長柄町で採取された野鳥糞便から H5N8 亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出され、今後、病原性の検査が行われます。

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）のほか、「平成 26 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成 26 年 9 月 4 日付け 26 消安第 2841 号農林水産省消費・安全局長通知）をはじめ、累次の通知等により、家きん飼養農場における飼養衛生管理状況の確認、野生動物の侵入防止対策及び監視体制の強化等の指導をお願いしているところです。

今冬の渡り鳥の飛来シーズンに入り、国内においては先月の島根県において野鳥の糞便から本病ウイルス（H5N8亜型）が分離されるとともに、東京都や宮城県において死亡野鳥からA型インフルエンザの陽性事例も確認されております。また、今回の千葉県の事例については、本病であることが強く疑われています。さらに、欧州においても、今月に入り、ドイツ、オランダ及び英国の家きん飼養農場で本病（H5N8亜型）の発生が続けて確認されており、平成22年に全国的に本病が流行した時に比べ、現在の状況は日本全国のどこの家きん飼養農場において本病が発生してもおかしくない状況です。

このように、既に国内に本病ウイルスが侵入しており、これまで以上に緊張感を持って、家きん飼養農家自らが農場内へのウイルスの侵入を防ぐべく最大限の警戒をする必要があります。

つきましては、家きん飼養者に対して、本病に関する注意喚起、飼養衛生管理基準の遵守、異状の早期発見・通報等についての指導を再度徹底していただき、農場に出入りする関係者も含め、畜舎に出入りする際の手指及び靴の消毒、衣服の交換、農場に出入りする車両の消毒等を確実に実施し、改めて指導の徹底をしていただきますようお願いいたします。